

佐呂間町ふるさと納税 返礼品取扱事業者 募集の手引(2022.10)

佐呂間町企画財政課企画係

目次

1 ふるさと納税制度について P 1～4

ふるさと納税制度	・・・	P 1
返礼品	・・・	P 1
寄附金の使い道	・・・	P 2
寄附実績	・・・	P 3
業務体制	・・・	P 4

まずは、ふるさと納税
について知ろう！



2 返礼品取扱事業者の要件 P 5

↳ 返礼品を取扱う事業者になるための条件を知りたい方はコチラをチェック！

3 返礼品取扱事業者としての登録手順 P 6

4 返礼品の要件 P 7

↳ 返礼品の条件を知りたい方はコチラをチェック！

5 返礼品の登録と金額 P 8

6 登録された返礼品の取消し P 9

7 注意事項 P10

↳ ふるさと納税を行う上での注意事項です。必ずご確認ください！



1 ふるさと納税制度について

• ふるさと納税制度

生まれ育った故郷など、自治体に対して寄附を行うことで、所得税や個人住民税から税額の一部が控除される制度を言います。

• 返礼品

ふるさと納税では、寄附に対するお礼として、地場産品や体験型サービス等の提供を行います。

佐呂間町では、返礼品を通して寄附者に自治体の魅力を伝えるとともに、地場産業の振興につなげていきたいと考えています。

返礼品の送料は、自治体が負担いたします。



1 ふるさと納税制度について

・寄附金の使い道について

寄附金については、下記の使い道から寄附者が選択し、佐呂間町のまちづくりに活用しています。

① 観光振興に関する事業

→観光施設の改修やサポーターズ倶楽部運営等に活用

② 地場産業振興に関する事業

→1次産業や商店街の支援等に活用

③ 教育文化振興に関する事業

→給食費の無償化や佐呂間高校の存続対策等に活用

④ 地域福祉活動に関する事業

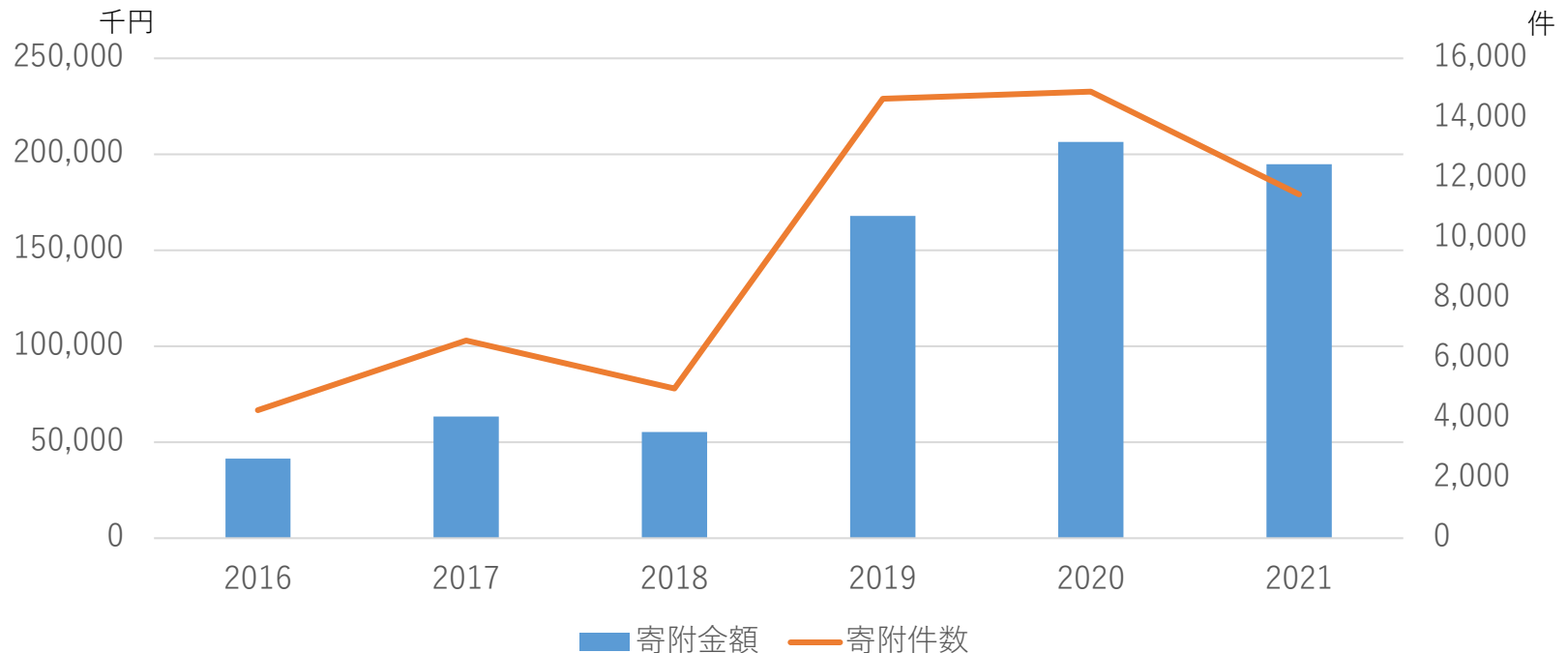
→高齢者の生活や子育ての支援等に活用



1 ふるさと納税制度について

・寄附実績

ふるさと納税制度の定着により、制度を利用した全体の寄附額が増加しているほか、返礼品やポータルサイト等の充実により、本町の寄附額も増加しています。



1 ふるさと納税制度について

・業務体制

佐呂間町では、「RHC(レッドホースコーポレーション)」と「さとふる」にポータルサイトの管理や返礼品の発送手配等の業務を委託しています。

○ RHC管理のサイト

- ①ふるさとチョイス
- ②楽天ふるさと納税
- ③au PAY!ふるさと納税
- ④ANAふるさと納税
- ⑤JALふるさと納税

ほか

○ さとふる管理のサイト

- ①さとふる
- ②ふるなび



2 返礼品取扱事業者の要件

次に示す要件を全て満たす必要があります。

- ①町内に本社(本店)、支社(支店)、事業所、工場のいずれかがあり、町内で生産、製造、加工またはサービス等の提供を行っている事業者であること。

ただし、同一のサービス等を提供する町内の取扱事業者から許可を得ている場合は、町外の事業者も可能。

- ②各種法令等を遵守し生産、製造、加工またはサービス等の提供を行っていること。
- ③町税等の滞納がないこと。
- ④反社会的勢力に関係する事業者でないこと。
- ⑤個人情報情報を適切に取り扱うことができること。
- ⑥町が委託するふるさと納税支援業者に対し、業務のために必要な書類や画像等を提供することができること。



3 返礼品取扱事業者としての登録手順

①佐呂間町ふるさと納税返礼品取扱事業者認定申請書の提出

→佐呂間町ふるさと納税返礼品及び返礼品取扱事業者選定要領で定める様式に必要事項を記載の上、企画財政課にご提出ください。

②町から委託業者へ情報提供

→提出いただいた申請書を確認の上、委託業者に情報提供します。

③委託業者から申請事業者へ連絡

→委託する「RHC」と「さとふる」から説明を行います。

④委託業者が指定する方法で登録作業を行う

→説明を受けて利用を決定した場合は、各委託業者が指定する方法で登録作業を行ってください。

⑤返礼品取扱事業者として登録完了！



4 返礼品の要件

次に示す要件を全て満たす必要があります。

- ①町内事業者が生産、製造、加工、企画等のいずれかを手掛けているもの。もしくはサービスの提供を行っているもの。
- ②町のPR、地域ブランドの向上、産業振興または観光振興に寄与する等の要素を持つもの。
- ③受注後、一定期間内に返礼品を発送することが可能で、品質及び数量の面で安定した供給ができるもの。
- ④委託業者の指定する宅配業者により配送が可能なもの。ただし、飲食物は寄附者に到着後、数日の消費または賞味期限が保証できるもの。



5 返礼品の登録と金額

• 返礼品の登録

委託業者が指定する方法によりデータ等の作成を行い、委託業者から連絡があった返礼品を町が承認することで登録が完了します。

• 返礼品の金額

返礼品の金額(包装代、箱代を含め、税込)は、寄附金額の3割を上限とし、※総務省が指定する経費を合わせた割合が5割以内となるように、町で寄附金額を設定します。

例：返礼品3,000円 + 経費2,000円 = 寄附金額10,000円

返礼品3,000円 + 経費2,500円 = 寄附金額11,000円

※総務省が指定する経費には、返礼品の送料やポータルサイトの使用料、決済手数料、委託業者への委託料、広告料等の町が支払う経費が含まれます。



6 登録された返礼品の取消し

次のいずれかに該当した場合、返礼品取扱事業者または返礼品の取消しを行います。

- ①本資料P5及びP7の要件に適合しなくなった場合
- ②佐呂間町ふるさと納税返礼品取扱事業者認定申請書、または返礼品の内容に虚偽があった場合
- ③町に損害を及ぼす行為があった場合
- ④返礼品に関する事故、トラブル等に真摯に対応せず、改善が見られない場合

※総務省の制度改正等により、登録が取消しになる場合があります。



7 注意事項

- ①寄附者から返礼品が選択されることで、委託業者より、発注及び発送依頼を行います。
- ②返礼品を発送する際、委託業者の指定する宅配業者以外の宅配業者から発送を希望する場合は、委託業者の指示に従って変更を行うこととなります。
- ③寄附者から返礼品の品質等についてクレームがあった場合、委託業者とともに真摯に対応し、解決に努めていただきます。
- ④返礼品の再送については、原因を究明し協議の上、事業者、委託業者、宅配業者、町のいずれかが、その費用を負担することになります。

